

九重観光アンバサダーを募集します！

くじゅう連山や九重“夢”温泉郷、雄大な自然や魅力的な観光スポットがあふれる“九重町”の広告塔として、一緒にPRしませんか？



- **任 期** 令和7年6月1日～令和9年5月31日(2年間)
- **募集人数** 1名
- **応募資格** ・性別を問わず、大分県内在住の18歳以上の人
(※令和7年4月1日時点。ただし高校生は除く)
・九重町に魅力を感じ、イベントやテレビ等の観光宣伝で町の魅力を発信する意欲がある人
・年間約15回程度(9割が平日)の行事に参加でき、宿泊を伴う出張が可能な人
(※選出された場合、勤務先等の承認が必ず得られる人)
・外国籍の方は日本語での活動が可能であり、就労資格又は資格外活動許可のある人
・他薦の場合は本人の承諾を得られること
- **応募方法** (①または②の方法)
①所定の応募用紙を商工観光・自然観光課まで郵送またはご持参ください。
②下記二次元コードを読み取り、応募フォームよりお申込みください。
※応募用紙は九重町役場商工観光・自然環境課窓口または九重町HPからダウンロードできます。
- **選考方法** 第1次選考は書類選考とし、最終選考は面接を行います。
- **活動内容** 九重町内または県内外で開催するイベント、各種テレビ、ラジオ等の観光キャンペーン等で九重町のPR活動を行います。
- **応募期限** 令和7年2月28日(金) 午後5時必着
- **その他** 採用者には賞金・副賞を贈呈
- **お問い合わせ** 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150



▲九重町HP

75歳以上の方へ健診のお知らせ

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

後期高齢者医療制度に加入されている方が対象です。病気の早期発見・疾病管理のために年に1回の健康診査を受けましょう。

健康診査受診券の有効期限は、**令和7年3月31日まで**です。

健康診査を受ける際は、医療機関等にご予約のうえ、受診してください。

健診を受ける際に持参するもの

- ・健康診査受診券(ピンク色のハガキ)
- ・後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)またはマイナ保険証

国民健康保険一部負担金の減免制度について

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802

国民健康保険に加入されている方で、災害や失業、事業の不振や休廃止などの特別な理由により、生活が一時的に困窮し、医療費の支払いが困難な場合には、医療機関窓口での一部負担金の支払いを猶予・減免または免除する制度があります。

申請には世帯員全員の収入状況や、預貯金通帳の写しなど保有資産がわかる書類、医師の診断書等が必要です。減免を必要とする事由により提出書類が異なりますので、まずはご相談ください。

令和6年分 所得税確定申告及び住民税申告のお知らせ

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

下記の期間中、所得税確定申告及び住民税申告の受付会場を開設します。

ご来場の際は咳が出る方等体調が悪い方については『マスクの着用』、『入り口での手指消毒』のご協力をお願いします。

なお、例年申告会場は大変混雑が予想されますので、郵送やインターネット（スマートフォン・パソコン）を利用してご自身で申告していただくことを推奨します。できるだけ短時間で終わらせられるよう、事前に必要書類を揃えて、収支の内容をまとめるなど準備をしてから会場にお越しいただくよう、皆様のご協力をよろしくお願いします。

申告期間・受付会場

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)〔土・日・祝日を除く〕
午前8時30分～正午 午後1時～午後4時

受付会場
九重町役場 **3階 301** 会議室

申告が必要な方 ※なお、収入が0円の方は、住民税申告書にその旨を記載の上、税務課窓口へ提出をお願いします。

- ◆会社で年末調整をしていない方
- ◆事業所得や不動産所得等の各種所得がある方
- ◆源泉徴収票に記載された控除に変更がある方
- ◆医療費控除・寄付金控除等を受ける方 等

申告に必要なもの

項番	必要書類	説明
1	個人番号(マイナンバー)の確認書類	マイナンバーカード又は通知カード(または個人番号が記載された住民票の写し)および身元確認書類(運転免許証、パスポート、障がい者手帳など)
2	収入や経費などが分かる書類	●給与所得の源泉徴収票(ない場合は給与明細や支払証明書など) ●公的年金等の源泉徴収票 ●その他、所得金額の計算に必要な収入金額・必要経費がわかる書類
3	各種控除を確認できるもの	●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・・・年金からの引落の場合は年金の源泉徴収票 ※普通徴収の場合は証明書を税務課窓口で発行する必要があります ●国民年金保険料・国民年金基金・・・社会保険料控除証明書など(国民年金保険料のご不明な点は、日田年金事務所(電話:0973-22-6174)へお問い合わせください) ●生命保険料・地震控除・・・保険会社等が発行する控除証明書(原本) ●障がい者控除・・・障がいの種別・等級が分かる各種手帳や障がい者控除対象者認定書(健康福祉課交付)など ●医療費控除・・・医療費控除の明細書(医療費通知や領収書をもとにご自身で作成してください) ※医療機関等の領収書は添付しないでください ※明細欄の記入を省略する場合は、医療費通知(原本)の添付が必要です ●寄附金税額控除・・・寄附先の団体などから交付された寄附金の受領書など
4	町民税・県民税申告書	●所得税が発生しない方は必要となります
5	その他	●利用者識別番号を取得されている方は番号が分かるもの ●本人名義の通帳(所得税の口座振替をご希望の方は口座の届出印) ●事業、不動産、土地、山林、株式等所得がある方は、収支内訳書及び帳簿等関係書類 ※領収書の整理・収支内訳書の事前作成をお願いします。 ※収支内訳書が必要な方は税務課までお越しください。 ●家畜市場で牛を販売された方・・・家畜市場計算書(肉用牛売却証明書)をご持参ください

※町民税・県民税申告書は申告開始までにご自宅へ発送しますのでご持参ください。

確定申告及び住民税申告に係る要介護(要支援)認定者の所得控除について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

●要介護認定者に対する障害者控除について

介護保険制度で要介護認定を受けた満65歳以上の方は、障害者手帳などをお持ちでなくても、障害者控除に該当する場合があります。対象となる方は、要介護認定を受けている方で介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。該当者には所得税や住民税の控除を受けるための「九重町障害者控除対象者認定書」を交付します。認定書が必要な方又はその扶養者の方は、介護保険被保険者証・印鑑を持参のうえ申請してください。

●おむつ代にかかる医療費控除について

おむつ代の医療費控除について、九重町が発行する確認書をもって代用することができます。対象となる方は、要介護(要支援)認定を受けている方で介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。確認書が必要な方又はその扶養者の方は、介護保険被保険者証を持参のうえ申請してください。

スマホ申告やってみませんか? ~確定申告の手続が税務署の会場(窓口)に行かずにできます!~

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和6年分の確定申告は、読取対応スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できる^{インターネット}e-Taxをぜひご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で、申告書の作成ができ、計算誤りがありません。

また、作成した申告書は、そのままe-Taxで送信できます。

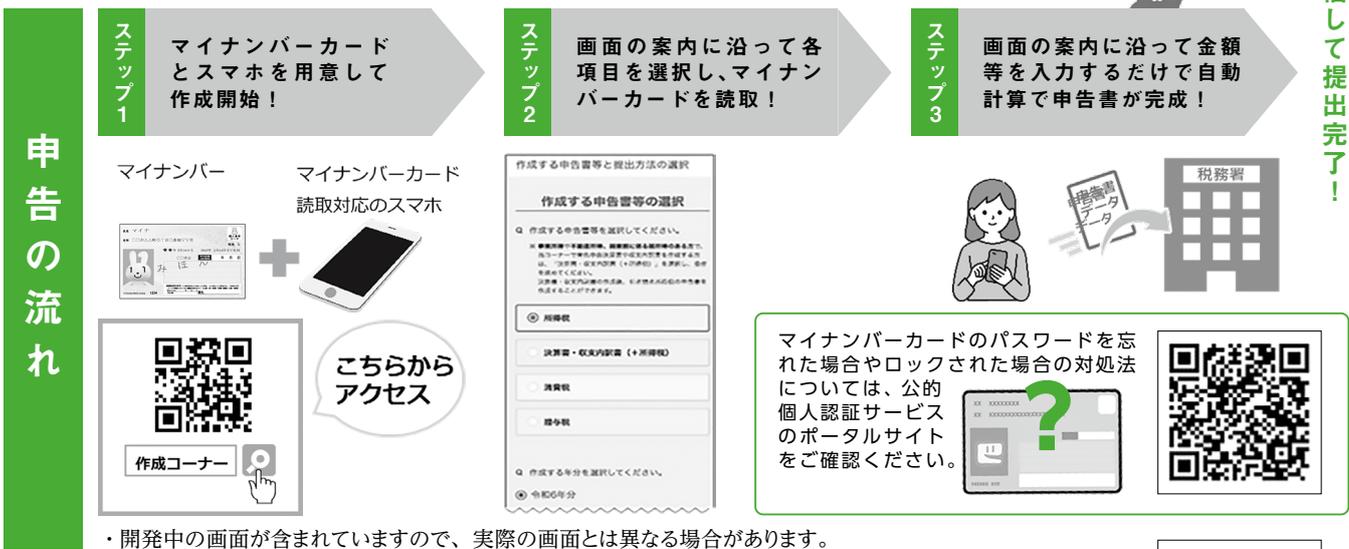
詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、国税相談専用ダイヤルでお尋ねください。国税相談専用ダイヤル(電話 0570-00-5901)

作成できる申告書等

- ・所得税の申告書・青色申告決算書・収支内訳書
- ・消費税の申告書・贈与税の申告書



送信して提出完了!



納税も自宅から!
キャッシュレス納付

納税は、金融機関や税務署に行く必要がない、キャッシュレス納付が大変便利です。詳細は国税庁ホームページ「国税の納付手続」へ!



申告における「事業所得」と「雑所得」の区分について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和4年10月7日付の国税庁の通達により、業務に係る雑所得に該当する所得を例示するとともに、給与所得者等が副業や兼業で得た所得について、事業所得と認められるかどうかの判定方法の考え方が明確化されました。この改正により、令和4年分以降の所得税から適用されますのでご注意ください。

例えば、会社にお勤めで給与収入があり、兼業で農家を営んでいるが、農業に関する帳簿や書類の保存がない場合は、事業所得とすることができず、業務に係る雑所得として取り扱われることがあります。この場合は、他の所得と損益通算ができないため、所得税や個人住民税において、去年よりも税額が増額となる可能性があります。

○事業所得と業務に係る雑所得の区分

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得※	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得

※次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。

第3次健康ここのえ21計画 ～運動編～今より10分からだを動かそう

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

九重町では、運動習慣（1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施）のある人の割合が男性28.7%、女性19.6%と大分県（男性33.0%・女性27.9%）と比較して低い傾向があります。（令和3年度医療費・健診データ分析事業）

10分歩くと約1,000歩になります。1日の身体活動が10分増加すると、生活習慣病・がん・ロコモティブシンドローム・認知症の発症が減少することがわかっています。ご自身の体調やライフスタイルに合わせた+10（プラス10分）に取り組んでみませんか。

◆日常生活の中でからだを動かす

- ・できるだけ階段を使う。
- ・近くの用事は車を使わず歩いて行く。
- ・車を駐車場に停めるときには、入り口から遠い場所に停める。
- ・子どもと遊んだりペットの世話をする。
- ・掃除機がけや拭き掃除をする。
- ・庭の手入れや洗車などふだんはしない家事をする。



◆アプリや動画を使ってからだを動かす

- ・おおいた歩得（健康アプリ）でお得にウォーキング
- ・めじろん元気アップ体操で筋力アップ
- ・おうちで+10超リフレッシュ体操

おおいた歩得



めじろん元気アップ体操



おうちで+10超リフレッシュ体操



令和7年度九重町会計年度任用職員の募集について

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800
 子育て支援課 ☎0973-76-3828
 教育振興課 ☎0973-76-3812

- 任用予定期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 勤務労働条件等
 - 休 暇 年次有給休暇及び特別休暇
 - 通勤手当 通勤距離に応じて支給
 - 賞 与 6月、12月の年2回支給
 - そ の 他 社会保険、厚生年金、雇用保険等に参加
 ※制度の変更等により給与の変動が生じる場合があります。



▲九重町 HP (募集要項等)

●募集職種 (年齢要件：令和7年4月1日現在、満18歳以上)

提出先	職 種	賃金(月額)	勤 務 先	勤務時間等 (祝日及び年末年始除く)
①	一般事務職(地籍調査事務)	162,100円～	役場庁舎内	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後5時
	保健師・看護師	176,100円～		
	啓発指導員・相談員	141,183円～	隣保館	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時
②	保育教諭	176,100円～	こども園	【月曜日～土曜日】 うち5日間、午前7時30分～午後6時30分 までの間 (連続する8時間30分うち45分休憩)
③	学校校務支援員	141,183円～	小学校、中学校	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時 ※上記時間以外の場合あり
	特別支援教育支援員	141,183円～		
	学校司書	141,183円～		
	部落差別解消推進指導員	145,103円～	役場庁舎内	
	教育指導員	145,103円～	教育支援センター	
	文化財専門員	141,183円～	九重文化センター	

- 募集期間 令和7年1月8日(水) 8時30分～2月7日(金) 午後5時まで
- 提出書類
 - 指定の履歴書(総務課、教育振興課、子育て支援課、九重町HPに準備しています)
 - 資格や条件が必要な職種は、資格を証明する書類の写し
 ※職種ごとの資格や条件は、募集要項または九重町HPをご確認ください。
- 提出方法 それぞれの提出先に、持参で提出してください。
また、電子申請(インターネットでの申し込み)も可能ですので、ご利用ください。
- 面接試験 令和7年2月16日(日)を予定しています。
詳細は募集期間終了後にお知らせします。



▲申込二次元コード

提出先及びお問い合わせ	①総務課(役場2階) ☎0973-76-3800
	②子育て支援課(役場1階) ☎0973-76-3828
	③教育振興課(役場2階) ☎0973-76-3812

令和7年度採用玖珠郡育英会奨学生追加募集案内について

～令和7年度より入学一時金、短期留学一時金の貸与が新設されました～

●お問い合わせ 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816

本会では、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及び専修学校等の学生を対象として、奨学金の貸与事業を実施しています。貸与を受けたい方は、次により出願してください。

応募資格

1. 九重町・玖珠町民であって、現に居住するもの。または、その子弟で、学校教育法または、その他法令に規定する高等学校・高等専門学校・大学・大学院・及び専修学校等に在学または進学予定の者。
2. 学業人物ともに奨学生としてふさわしい者。
3. 経済的理由により、学費の支弁が困難な者。

※専修学校等とは・・・専修学校・専門学校・各種学校・大学校で修業年限が1年以上のもので、学費を要するものをいう。

奨学金の貸与期間及び金額

1. 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間とする。
2. 奨学金は、下記の種類とする。(無利子)

高校生		大学生等	
月額奨学金	15,000 円	月額奨学金	20,000 円または 30,000 円
入学一時金	100,000 円	入学一時金	200,000 円
短期留学一時金	200,000 円	短期留学一時金	200,000 円

※奨学金のみ、一時金のみ、または併用可能とする。

採用予定数

予算の範囲内

出願期間

令和7年1月6日(月)～令和7年2月14日(金)

出願先

九重町大字後野上8-1

九重町役場 教育委員会内 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 (TEL 76-3816)

この奨学金は、返還時に玖珠町・九重町の奨学金返還支援制度の対象奨学金です。

その他、詳しくは事務局までお問い合わせください。

玖珠清掃センター定期点検整備に伴う燃えるごみ排出抑制のお願いについて

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

玖珠清掃センターでは、焼却施設を円滑に運転するため、毎年2月に機械の定期点検整備を行っています。期間中はごみ焼却炉の運転を止めて焼却施設を点検し故障個所の補修・部品交換等を行うため、燃えるごみの焼却は行えません。そのため、燃えるごみの排出について下記のように制限させていただきます。玖珠清掃センターへの燃えるごみの持ち込みもお控えください。



○点検期間は、

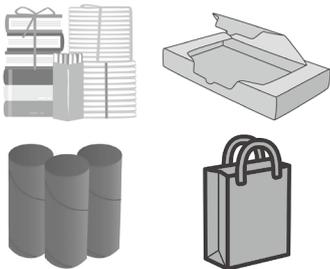
令和7年2月3日(月)～2月22日(土)

○燃えるごみ排出に関する制限について

期間中、燃えるごみのうち、生ごみやおむつ以外のもの(木くずやプラスチック等)については、排出せずに各家庭及び各事業所での保管をお願いします。

- ・生ごみ、おむつ(汚物は除く)については排出可能です。
- ・生ごみは『水切り』のご協力をお願いします。
- ・燃えないごみや資源ごみについては期間中も通常どおり排出可能です。
- ・令和7年2月24日(月)以降は、通常どおり排出可能です。

○雑がみは燃えるごみではなく、分別して『資源ごみ“古紙類”』の日に!



雑がみとは、菓子箱・包装紙・封筒・トイレトーパーの芯などの紙類のことです。雑がみをきちんと分別してあげることで、これまでに燃やしてしまっていた「資源」が再び製品となり、またごみの減量にもつながります。大切な資源は「古紙類」に出すよう心がけましょう。

○廃棄物の『野外焼却』は法律で禁止されています!

ごみの焼却は、ダイオキシンなどの有害物質が排出され、周辺の空気を汚染します。焼却灰にも有害物質が含まれており、不適正に処分すると土壤汚染や河川が汚染されるなど、生活環境に悪影響を及ぼします。近隣の方の迷惑になり火事の恐れもあるため絶対にやめましょう。

※例外的に野焼きが認められるものは?

- ・自然災害の予防や応急対策、又災害復旧の為の焼却や、火災予防訓練など
- ・正月の門松や、しめ縄を焼く等、慣習上の行事など
- ・農家が行う野焼き
- ・焚火や、キャンプファイヤー等軽微なもの

シリーズ『権利擁護』 ②成年後見制度について

●お問い合わせ

健康福祉課 ☎0973-76-3821

九重町地域包括支援センター ☎0973-76-3863

シリーズで高齢者虐待及び成年後見制度についてお知らせしています。
第2回目となる今回は「成年後見制度」についてです。



1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、次のように判断能力が不十分な方々が、自身の財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面での支援を行なう制度です。



「こんな時に制度の利用ができます」



- ①：最近、物忘れが激しく認知症が疑われた。一人暮らしであるため今後がとても不安です。
- ②：認知症の母の不動産を売却して、(母の)老人ホームの入所費用にあてたいと考えています。
- ③：夫が高齢になり、アパートの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続きなど、自分が判断できなくなったときのことを考えるととても心配です。
- ④：一人暮らしのお年寄りが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまい困ります。



2 成年後見制度での支援内容には次の2種類があります



～判断能力がしっかりしている方～

～判断能力が衰えてきた方～

任意後見制度

- ・将来に備えて、判断能力のあるうちに、「支援してくれる人(任意後見人)」と「支援内容」を決めておく制度です。

法定後見制度

- ・判断能力の不十分な方に代わって、契約や財産管理を行なう人(後見人等)を家庭裁判所に選任してもらう制度です。



九重町の景観
について
語り合おう！
第2回
景観座談会
開催のご案内

九重町では、現在、九重町の素晴らしい景観（風景、景色）や、まちなみを未来へ伝えていくための「景観計画」をつくっています。

第1回景観座談会では、地域の景観の魅力や課題などについて、多くの意見をいただきました。

第2回景観座談会では、その魅力を守る、もしくは、新たな魅力をつくるための方針やルールについて意見交換を行います。

九重町に住んでいる方であれば、どなたでも参加できますのでお気軽にご参加ください。

●「景観計画」作成までのスケジュール

- 令和5年度 アンケートの実施（令和6年1月）
- 令和6年度 座談会やシンポジウムなどによる意見交換
- 令和7年度 景観計画・景観条例の作成

●「景観計画」とは、

素晴らしい景観を守り、
または、つくっていくための
ルールが書かれたものです。



開催日時と場所

- 2/20(木) 19:00 野上ふれあい交流センター
- 2/25(火) 19:00 東飯田ふれあい交流センター
- 2/26(水) 19:00 南山田ふれあい交流センター
- 2/27(木) 19:00 飯田ふれあい交流センター

開催時間は19:00から1時間30分程度と考えています。



「こんな景観に関わるルールがあればいいな」など、みなさんのご意見をお聞かせください。

※お住まいのお近くの開催場所にお越しください。

また、日程のご都合が合わなければ、日程の合う会場にお越しいただいてもかまいません。

お問い合わせ

九重町役場 商工観光・自然環境課 商工・環境グループ 担当：大津・帆足
電話：0973-76-3150 / FAX：0973-76-2247
eメール：syoko@town.kokonoe.lg.jp



参加申し込み
QRコード

※事前申し込みがなくても参加できますが、参加人数把握のため、できる限り事前申し込みにご協力ください。

長野馬貞顕彰俳句大会が行われました — 特選に輝いた作品を紹介します —

●お問い合わせ 東飯田公民館 ☎0973-76-3116

今回で32回目の開催となる「長野馬貞顕彰俳句大会」は江戸時代郷土の俳人として活躍した恵良の長野馬貞を顕彰するべく、開催しています。(主催：長野馬貞顕彰俳句大会実行委員会)

「はふはふとおでんを囲み笑顔咲く」

このえ緑陽中学校2年生 竹尾 華奈
 熱いおでんを囲むと、おのずとみんなの笑顔がこぼれます。話も弾み、身も心も温かくなります。「はふはふ」食べるのは、いかにもおもしろいですね。

「風鈴がかぞくの夜をやすらげる」

東飯田小学校6年生 宮崎 大喜
 日中それぞれ懸命に働き、夕食後ほっとしていた居間の家族に、風鈴がそつとささやきかける。一家だんらんの安らぎが、良く描かれています。

「別府湾水天一碧息を飲む」

南山田小学校6年生 江藤由月樹
 別府湾を見渡せる所で、しばし休憩をとっていたゆづきさん。ふと湾を見下ろすと、海と空が一体(二碧)となってせまってきた。まさに息を飲むほどに。難しい言葉をよく使いこなせています。

「こおろぎさんやさしくするよにげなとで」

准園小学校1年生 梶原 好令
 こおろぎを見つけたすみれさんは、やさしくよびかけました。少しこわい気もするけど、「にげないで」私とお友だちになってよと。作者の生き物に対するやさしさが、よく表れています。

「校ていにつばめ空とぶすだちの日」

野矢小学校4年生 加藤 雅士
 校舎のどこかにツバメが巣を作っているんだね。まさしさんは餌をもらって成長するツバメを観察して、巣立ちの日に元氣よく校庭を飛び回る姿に感動したんだね。「すだちの日」が活きています。

「うみひかるさめのひれみたなつのたび」

飯田小学校1年生 種村 元助
 げんすけさんは、夏休みにだれと海に行ったのかな。光る海と海の王者サメのひれが、とてもいんしょうにのこったんだね。夏の思い出をこうして俳句に残すのも、とてもいいですね。

●今年度は小学生242名309句、中学生206名230句の応募をいただきました。どれも素敵な作品ですが特選の中から秀句を各校一句のみ句評とともに紹介します。

上記以外の特選作品

制服の 着丈も長しや 入学式 秋吉 瑛太
 春風や 友との別れ 告げにくる 小田 はな
 七夕や 十人十色の 願い事 小野 矢尋
 渡り鳥 羽一枚の 忘れ物 佐藤 美羽
 桜舞う なじみの制服 スーツへと 河野 紗奈
 蛍の子 いつかみどりの 星になる 高倉 次郎
 空高く 明日を映す シャボン玉 橋本 昂季
 汗光る マウンドの背には 友の声 梶原 淳司
 節分で 鬼におつける 反抗期 森 匠美
 夕焼けに 手を振る僕と 染まる君 飯田 愛香
 新緑の 水面に馳せる 僕の石 清水 圭慈
 ふわふわり 桜の花の ダンス会 馬場 美空
 げんかんに つばめが鳴いてる 昼休み 加藤 由都
 つくしの子 誰が一番 背比べ 榎山 歩寿
 たけのさき ばらんすとつてる あかたんぼ 熊手 颯吾
 トルコへの おみやげいっぱい 夏休み 井上 エミール
 セミの声 からの校舎は くもりぞら 甲斐 宏希
 焼きそばの かおりがさそう 夏祭り 加藤 龍星
 楽しみが 何こあるかな 夏休み 赤峰 虹希
 春になる 未来に向かう 第一歩 前川 心晴
 先生に 教えてもらった 梨の世話 酒井 恵舞
 かがやくよ ホタルは夜の 宝石だ 梶原 梨瑚
 夏の空 プレイボールの 甲子園 門脇 大翔
 むらさきに 山をいろどる 藤の花 五十川 心美
 ゆきがっせん かぞくみんなであてあいこ 井上 暁仁

身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方は、高速道路等の有料道路で最大半額の割引を受けられる場合があります。これは、障がいを持つ方の自立と社会経済活動への参加を支援するために行われているものです。
※割引を受けるには必ず事前の申請が必要です。(2年に1回更新が必要です)

ETC レーンを利用する場合

【必要書類】

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
※療育手帳については第1種のみ
- ・登録する車の車検証
※本人または家族等所有の自家用自動車
- ・本人名義のETCカード
※18歳未満の場合は保護者名義
- ・ETCセットアップ証等
- ・運転免許証※第2種の場合のみ

一般レーン等を利用する場合

【必要書類】

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
※療育手帳については第1種のみ
- ・登録する車の車検証
(車を所有していない場合は不要)
※本人または家族等所有の自家用自動車
- ・運転免許証
※第2種の場合のみ

健康福祉課窓口での申請

※必要書類にて要件を満たすことを確認の上手帳にシールを貼付けます

有料道路事業者へ利用申請

※窓口で利用申請書に証明書を発行します
※専用の封筒入れ切手を貼り郵便ポストに投函してください

ETCレーン利用の方は オンライン申請も可能です

※健康福祉課窓口での申請も不要です
オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>



有料道路利用

※ ETC 登録の有無にかかわらず、一般レーンにてお支払いされる場合は、手帳に貼り付けたシールの提示が必要です。有料道路利用時は必ず手帳をお持ちください。
※登録した車がやむを得ず使用できない場合も対象の車であれば割引を受けることができます。その場合もご登録の ETC カードをご持参ください。